

汚染水処理対策委員会の報告書に対する見解について

平成 25 年 12 月 3 日
原子力規制庁

これまでの議論に対する現時点での主な見解は以下のとおりである。

1. 汚染水対策は、タービン建屋等の内部に滞留する高濃度の汚染水が地下水位の変動によって周辺の地中に漏出しないよう設計・計画されていることが必要である。
2. 今回の報告書中にも記述されている横置型タンクについては、タンク間の接合部の破損等により汚染水が漏えいする可能性が高いことから、早急に具体的な対策を立案し、実施することが必要である。
3. 個々の対策の実施者及び原子炉等規制法上の位置づけ、並びに、万一汚染水の漏えいが発生した場合の責任の所在について明らかにしていく必要がある。
4. 液体放射性廃棄物の放出を行う場合には、告示等で定める規制基準に適合する必要がある。
5. 汚染水を貯留するタンクや配管類、水処理装置等について、引き続き凍結を起因とする漏えいに留意する必要がある。
6. 今回の報告書中に記載されるリスクマップ中のリスクについては、全てを網羅したものではなく、また、同報告書にある「イベントが発生する可能性の度合い」について、どのように定量的な評価を行ったのかを明らかにする必要がある。
7. 施工計画等で具体化する対策は、特定原子力施設として指定された東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に反映されて申請がなされることとなるが、原子力規制委員会として対策に係る安全性等についての的確に評価・確認していくこととする。評価・確認にあたっての規制要求のポイントについては、今回の報告書中にも参考として掲載されているところであるが、今後、原子力規制委員会として詳細化の作業を進め、評価・確認の際の基準として用いることとしている。